

**TMC** 30年以上の信頼と実績のTMCにお任せください！

# 労働災害保険

国の労災保険に **プラス** 上乗せ補償制度で **安心**

**A型**  
(III型×1口)

休業補償金  
障害保険金・死亡保険金  
死亡弔慰金



**B型**  
(III型×2口)

障害保険金・死亡保険金  
死亡弔慰金

**最高3,000日分の補償<sup>※1</sup>が受けられます**

※1 死亡保険金の支給日数。障害保険金は等級により異なります。詳しくは、お問い合わせください。

## 休業補償金

被災労働者が休業した場合に補償(A型のみ)



- ◆休業3カ年間まで全期間にわたって、給付基礎日額の20%をお支払いします。  
(ただし、待機期間の3日間を除く)
- ◆労災保険で80%(特別支給金を含む)支給されるため、併せて100%の収入が補償されます。

## 障害保険金

被災労働者が障害の認定を受けた場合に補償



- ◆労災保険で定める第1級から第14級までの障害等級に応じ、ご契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額をお支払いします。

## 死亡保険金

被災労働者が死亡した場合に補償



- ◆ご契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額をお支払います。
- ◆3口加入の場合は最高3,000日分をお支払いします。

## 死亡弔慰金

死亡保険金とは別に死亡弔慰金をお支払い

- ◆死亡保険金が支払われた場合、死亡保険金とは別に一律30万円をお支払いします。  
※2口3口加入の場合も30万円になります。

お問い合わせ  
お申込み



0120-020-631

TMC労働保険組合  
受付時間 9:00~17:30  
土日祝・年末年始は除く

# 保険のタイプ・保険料

A型

I型A・II型A・III型Aの3種類  
休業・障害・死亡を補償

B型

I型B・II型B・III型Bの3種類  
障害・死亡を補償

※死亡保険金、障害保険金の補償内容に応じてI型、II型、III型の区分に分かれます。

※従来では、対象外だった職業性疾病のうち、脳・心臓疾患および精神障害に限り対象とする保険(選択式)を選ぶことができます。

基本補償(1口)	I型A・II型A・III型A・I型B・II型B・III型Bのいずれか1つ
倍額補償(2口)	I型AとI型B・II型AとII型B・III型AとIII型B I型Bを2口・II型Bを2口・III型B2口
高額補償(3口)	I型AとI型Bを2口・II型AとII型Bを2口・III型AとIII型Bを2口 I型Bを3口・II型Bを3口・III型B3口

## ■保険料

業種及び年間の賃金総額、加入する保険の型と種類によって算出されます  
下記は、一例の金額です。お見積りは、お問い合わせください。

卸売業・小売業・飲食店または宿泊業 ※事業所の年間賃金総額が1,000万円の場合

I型A(死亡保険金600日) 年間4,510円 1か月当たり 376円

III型A(死亡保険金1000日) 年間6,280円 1か月当たり 523円

建築事業 ※元請工事金額が3000万円の場合

I型A(死亡保険金600日) 年間42,440円 1か月当たり 3,537円

III型A(死亡保険金1000日) 年間57,680円 1か月当たり 4,807円

※金額に職業性疾病のうち、脳・心臓疾患および精神障害に限り対象とする保険(選択式)は含まれていません。



事業主様

## 労働災害保険のメリット

### ①非課税

事業主が負担する保険料は個人事業主の場合は必要経費として、法人事業主の場合は損金算入が認められています。また、支払われる保険金は課税所得となりません。

### ②特別加入

労災保険に特別加入している事業主、一人親方等も加入できます

### ③保険料の割引

3年以上継続加入し、直近3年間に発生した労災事故による保険金請求がなく、当該年度の支払い保険料が10万円以上の事業場については、翌保険年度から、保険料の割引を行います。  
(メリット制度)

## 保険金支払い事例

下記は、III型Aの補償内容です。  
被災者の給付基礎日額10,000円

### ■休業した場合

労災保険	10,000円×80%	8,000円
労災上乗せ保険	10,000円×20%	2,000円
保険金支払い合計		10,000円

### ■障害が残った場合

障害等級8級の場合		
労災保険	一時金10,000円×503日分	503万円
労災上乗せ保険	10,000円×400日	400万円
保険金支払い合計		903万円

### ■死亡の場合

労災保険	一時金10,000円×1000日分	1361万5千円
遺族特別一時金	300万円	または
葬祭料	61万5000円	
または、配偶者等の場合		
年金	201万円	562万5千円
遺族特別一時金	300万円	
葬祭料	61万5000円	
労災上乗せ保険	10,000円×1000日	1030万円
弔慰金	30万円	

保険料のお見積り・ご相談などお気軽にお問い合わせください！

お問い合わせ  
お申込み

0120-020-631

TMC労働保険組合  
受付時間 9:00~17:30  
土日祝・年末年始は除く